

米国（ニューハンプシャー州及びアイダホ州）からの家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について

米国家畜衛生当局からの情報により、米国ニューハンプシャー州及びアイダホ州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同 2 州に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとしました。

1. 米国ニューハンプシャー州における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7N7 亜型）の発生を受け、同州から輸出される家きん及び家きん肉等については、平成 20 年 8 月 11 日以降、輸入一時停止措置を講じていたところである。
2. また、同アイダホ州における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生を受け、同州から輸出される家きん及び家きん肉等についても、平成 20 年 9 月 5 日以降、輸入一時停止措置を講じていたところである。
3. 今般、米国家畜衛生当局からの情報により、上記 2 州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、上記 2 州に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとし、関係機関に通知した。
4. なお、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されていないカリフォルニア州に対する輸入停止措置は継続する。

関連資料：

米国（ニューハンプシャー州）からの家きん肉類等の輸入一時停止措置について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/080811.html>

米国（アイダホ州）からの家きん肉類等の輸入一時停止措置について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/eitai/080905.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：石橋、高木

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>